

ものがたり茶屋

通所型サービスA

重要事項説明書

2024年4月1日

医療法人社団ナラティブホーム

通所型サービスA重要事項

当事業所は、砺波市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスAの提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人社団ナラティブホーム
主たる事務所の所在地	〒939-1315 砺波市太田1382
代表者(職名・氏名)	理事長 佐藤 伸彦
設立年月日	平成22年4月1日
電話番号	0763-55-6100

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ものがたり茶屋	
サービスの種類	砺波市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスA	
事業所の所在地	〒939-1315 富山県砺波市太田1655	
事業所の管理者	雲井 重人	
電話番号	0763-32-2958	
指定年月日・事業所番号	2019年4月1日	
利用定員	定員15人	
通常の事業の実施地域	砺波市	
建物概要	木造1階建て 延床面積297.51㎡	

3. ご利用事業所の主な設備の概要

サービス提供場所(廊下、仏間、リビング)54.6㎡
他:洋式トイレ、台所

4. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、砺波市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・通所型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、砺波市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

5. 営業日時

営業日	火曜・水曜・金曜・土曜日。ただし、12月30日から1月3日までを除く。(なお臨時休業する場合は1か月前に告知する。)
営業時間	火曜・水曜・土曜 午前9時30分から午後2時00分まで。 金曜 午前9時30分から午後4時00分
サービス提供時間	火曜・水曜・土曜 午前10時00分から午後1時30分まで。 金曜 午前10時00分から午後3時30分

6. 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1名		業務の一元的な管理、介護業務、送迎
介護職員(従事者)		4名	介護業務、送迎

7. 提供するサービスの内容

通所型サービスAの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

【項目】	【内容】
送迎	送迎車により事業所と自宅の間の送迎。
健康チェック	利用時の体温・血圧を記録します。
食事	原則 利用者が一緒に作った食事をいただきます。アレルギーのある方は事前にお知らせください。
生活相談	事業所の従業者はもとより、関係機関と連携調整し生活の向上を目指します。
アクティビティ	料理・歌や体操、手仕事や畑など生活習慣を大切にしたい取り組みをします。

日中の予定

半日コース

9:30	10:00	12:30	13:30
送迎	健康チェック	レシピ会議	料理 食事 茶話会 送迎

1日コース

9:30	10:00	12:30	15:30
送迎	健康チェック	レシピ会議	料理 食事 茶話会(アクティビティ) 送迎

8. 利用料等

(1) 通所型サービスAの利用料

・ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用者料金の金額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が保険金額から払い戻されます(償却払い)。また、介護予防サービス計画書が作成されていない場合も償却払いになります。償却払いになる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

・介護給付の自己負担額:資料①の通り。

・介護保険の給付対象とならないサービス

食費:当日現金で支払い。(原則上限は500円ですが、内容により減額します。)

・手仕事などの材料費は、実費負担で利用料と共に請求いたします。

(2)ものがたり茶屋 自費利用料金(介護保険外) 資料①の通り。

(3) 支払い方法

請求書は月末締め発行となります。ご指定の場所に郵送させていただきます。
お支払方法は、口座振替、診療所窓口現金払い、銀行振り込みが可能です。

資料①参照

9. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	受付相談者：雲井重人 法人受付担当者：近久知子 受付相談方法：来所、電話、ファックス、書面、郵便等 どのような対応でもします。 受付連絡先： 電話0763-55-6100 FAX0763-34-0103
---------	--

(2) 行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	電話番号
砺波市高齢介護課	砺波市栄町7-3	0763-33-1111
砺波地方介護保険組合(保険者)	砺波市栄町7-3	0763-34-8333
国民健康保険団体連合会	富山市下野字豆田 995-3	076-431-9829
富山県福祉サービス運営適正化委員会	富山市安住町5-21	076-432-3280

10. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

11. 事故発生時の対応

- ・通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、速やかに砺波市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

12. 非常災害対策、業務継続計画の策定等

- ・非常災害に備えて、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

13. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ・サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

14. 身体拘束等の禁止

- 1 利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

15. 身体拘束等の適正化を図る

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

16. 秘密保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
従業者に対する秘密の保持について	従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

17. サービスの利用にあたっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- ・他の利用者のご迷惑になるような行為は慎むようお願いします。
- ・体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。

18. キャンセルについて

- ・キャンセルの連絡は、前日の営業時間内をお願いします。
- ・緊急の場合は、その都度すみやかに連絡をお願いします。
- ・原則 キャンセル料は請求しません。

19. その他

- ・ホームページを開設しています。(https://www.narrstive-home.jp/)
- ・お問合せや見学はお気軽にご相談ください。
- ・契約書や計画書は大切に保管してください。

附 則

この説明書は、2019年 4月 1日から施行する。
この説明書は、2020年11月30日から変更する。
この説明書は、2024年 4月 1日から変更する。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者 所在地 〒939-1315 砺波市太田1382

事業者(法人)名 医療法人社団ナラティブホーム

代表者職・氏名 理事長 佐藤 伸彦 ㊞

説明者職・氏名 管理者 ㊞

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

年 月 日

利用者 住所

氏名 ㊞

署名代行者 住所

本人との続柄

氏名 ㊞

ものがたり茶屋 利用料金

2024年4月1日改定(※部分)

1、総合事業利用料金

半日(火曜・水曜・金曜・土曜 10:00~13:30)

利用者負担割合1割	利用者負担
2割は介護報酬自己負担額の2倍 3割は介護報酬自己負担額の3倍	※送迎あり(フロなし)/※送迎なし(フロなし)
通所Ⅱ(1回あたり)A7 1027	※285円/※269円

1日(金曜日のみ対応 10:00~15:30)

利用者負担割合1割	利用者負担
2割は介護報酬自己負担額の2倍 3割は介護報酬自己負担額の3倍	※送迎あり(フロなし)/※送迎なし(フロなし)
通所Ⅱ(1回あたり)A7 1021	※380円/※358円

2、自費利用料金(保険外)

半日(火曜・水曜・土曜 10:00~13:30) 1,000円(送迎込み) 食費 当日現金払い(概ね500円以下、食材による。)
1日(金曜 10:00~15:30) 1,500円(送迎込み) 食費 当日現金払い(概ね500円以下、食材による。)

3、食費の支払い:当日現金払い(概ね500円以下、食材による。)当日領収書発行

ものがたり茶屋(通所型サービスA 事業所番号 16A0800029)
〒939-1315 砺波市太田 1655[駐車場完備] TEL.0763-32-2958